

諮問第 1 号

下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

平成29年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

\* \* \* \*

2 審査請求の年月日

平成28年10月26日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の差押に関する処分（以下「本件処分」という。）について、正当な判断に基づく下水道使用料の請求を求める。

差押調書（謄本）発行日 平成28年9月27日

金 額 84,052円

納入事由 平成20年11月分から平成23年10月分までの下水道使用料

4 審査請求の理由

審査請求人は、下水道使用料を未払いとしている認識はなく、本件処分に係る金額を支払うことに納得できないため、正当な判断を求める。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 平成23年10月21日、本市が、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査したところ、既に接続されており、下水道使用料が未徴収であることが判明した。
- 2 平成25年4月以降、本市は、審査請求人に対し、未徴収である平成20年11月分から平成23年10月分までの下水道使用料（以下「本件下水道使用料」という。）について説明し、その納付について理解を求めた。
- 3 平成25年10月25日、本市は、審査請求人に対し、本件下水道使用料の納付について納入の通知を行った。
- 4 平成26年1月9日、本市は、審査請求人に対し、本件下水道使用料の納付について督促を行った。
- 5 平成27年4月から平成28年8月までの間、本市は、審査請求人に対し、文書により、納付に関する催告を計6回行った。
- 6 平成28年9月27日、本市は、審査請求人の預金に係る債権の差押に係る処分を執行した。
- 7 平成28年9月30日、本市は、審査請求人に対し、差押調書（謄本）を送付した。
- 8 平成28年10月19日、本市は、差押に係る金融機関に対し、審査請求人の預金に係る債権の取立てを行った。
- 9 平成28年10月21日、本市は、審査請求人に対し、配当計算書（謄本）を送付した。
- 10 平成28年10月28日、本市は、当該配当計算書に基づいて換価代金

等の交付を行った。

- 1 1 本事件は、本件下水道使用料の請求内容について正当な判断を求めるため、審査請求がなされたものである。